

御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 抑制区域 照会先一覧

No.	抑制区域	根拠法令	照会窓口			
			区域所管理	場所	電話/FAX	メールアドレス
1	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条第1項	都市整備課	本庁舎 1 階 東側	TEL:85-1122 FAX:85-1145	toshi@city omaezaki.shizuoka.jp
2	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項				
3	砂防指定地	砂防法 第2条				
4	河川区域	河川法 第6条第1項				
5	用途地域	都市計画法 第8条第1項第1号				
6	地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条第1項	農林水産課	本庁舎 1 階 東側	TEL:85-1125 FAX:85-1156	nosui@city omaezaki.shizuoka.jp
7	保安林	森林法 第25条第1項				
8	農業振興地域内の農用地区域(営農型太陽光発電事業を除く)	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第2項第1号				
9	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法 第93条第1項 第109条第1項	社会教育課	本庁舎3階	TEL:29-8735 FAX:29-8737	shakyo@city omaezaki.shizuoka.jp
10	国指定史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法 第93条第1項 第109条第1項				
11	県指定史跡名勝天然記念物の指定地	静岡県文化財保護条例 第29条第1項				
12	市指定史跡名勝天然記念物の指定地	御前崎市文化財保護条例 第32条第1項	維持管理課	本庁舎1階 東側	TEL:85-1124 FAX:85-1156	kanri@city omaezaki.shizuoka.jp
13	県立自然公園	静岡県立自然公園条例 第5条第1項				